

「医療・介護総合法」改悪の中止などを求める意見書（案）

国民の安心の仕組みを根本から揺るがす「医療・介護総合法」が成立した。参議院審議で、法案の重大な欠陥が明らかになり、政府が自らおこなってきた法案の説明を撤回に追い込まれるなど、ずさんな法案の姿が浮き彫りになるなかでの強行である。「医療・介護総合法」は、消費税増税と社会保障「一体改悪」路線の柱である。「自己責任の社会保障」の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で国民に負担増と給付減を強いる方針を列挙している。

介護保険では、2000年の制度発足以来、前例のない大改悪がいくつも盛り込まれた。年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担の1割から2割への引き上げはその典型である。高齢者5人に1人が対象となる利用料2倍化は、介護を必要とする高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねないものである。「負担増となる高齢者世帯では経済的余裕がある」と、厚生労働省は説明してきた。ところが「とてもそんな余裕がない」という事実を突き付けられると、厚生労働省は「余裕がある」との説明を撤回し、厚生労働大臣は非を認めた。

要支援1・同2の人が使う訪問・通所介護を国の保険給付対象から除外し、市町村に“丸投げ”する改悪でも、従来の厚労省の説明と異なり、サービスが大幅に低下する恐れがある新事実も発覚した。特別養護老人ホームの入所基準を「要介護3」以上に原則化する一方、「待機者」にもなれなくなった多数の人の行き場をなんら保障しない政府の無責任さも浮き彫りになった。

社会保障の基本にかかわる19本もの法案を、一括審議で強行したことは、国民の命と健康を軽んじる姿勢そのものである。国民に保険料負担増ばかり強い、介護を受ける権利を奪う「医療・介護総合法」は、制度の理念に真っ向から逆らうものであり、改悪は中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

（提出先）衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣、厚生労働大臣 総務大臣